

食品安全委員会企画専門調査会

第 2 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 15 年 10 月 16 日（木） 10:00～12:00

2．場所 食品安全委員会 7 階中会議室

3．議事

- （１）平成 15 年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見の取りまとめ）
- （２）その他

4．出席者

（専門委員）

富永座長、飯島専門委員、内田専門委員、海津専門委員

近藤専門委員、武見専門委員、羽生田専門委員、福土専門委員、門傳専門委員

山本専門委員、和田専門委員、渡邊(和)専門委員、渡邊(秀)専門委員

渡邊(治)専門委員

（食品安全委員会委員）

寺尾委員、坂本委員

（事務局）

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料 1 食品安全委員会の活動状況及び今後の予定等について

資料 2 食品安全モニター・アンケート調査（食の安全性に関する意識調査）の結果について

資料 3 平成 15 年度の食品安全委員会の運営のあり方について（討議用資料）

資料 4 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項

資料 5 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について

○富永座長 皆様、おはようございます。時間が参りましたので、ただいまから第2回企画専門調査会を開催いたします。

本日は、伊藤専門委員、澤田専門委員が御欠席でございまして、14名の専門委員が御出席でございます。

また、食品安全委員会の担当委員として寺尾委員長代理、後ほど坂本委員も御出席いただけたと思います。それから、本日は、その後ろの方に寺田委員長ほか、委員の先生方も御出席いただいております。

それでは、今回初めて御出席いただきました武見ゆかり専門委員と渡邊和夫専門委員から御専門領域、あるいは抱負などを含めまして、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

武見専門委員、よろしくお願いします。

○武見専門委員 女子栄養大学の武見ゆかりと申します、よろしくお願い申し上げます。

専門は公衆栄養学、公衆衛生領域の栄養学ということになります。実際に、地域住民の方たちの健康づくりとか疾病予防とか、そういうような活動をずっとやってまいりました。

こうした食品に関する安全とか安心というのは、今、住民の方たちにとっても非常に大きな関心になっておりますし、そうした意味で、こうした情報をどう適切に住民の方にお届けしていくのかというふうなことを自分なりに考えていきたいと思って参加させていただきたいと思います。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○富永座長 ありがとうございました。それでは引き続きまして、渡邊和夫専門委員からお願いします。

○渡邊（和）専門委員 前回欠席しました、フード連合の代表をしています渡邊でございます。

我々は、昨年の11月に食品関係の労働組合2つが1つに組織統一しまして、新たにフード連合という形でスタートしましたが、前段の段階で我々の構成組織であります雪印乳業、あるいは日ハムそれぞれが加盟組合でありまして、そういう意味では組合員が事件に関わっていたわけでもあるわけで、そういう意味では非常に自分たちの問題として食の安心・安全を、改めて企業をチェックする立場からも再構築していかなければならないだろうということで、労働組合の立場からこの取組についても信頼回復を含めて取り組んでいるところであります。

基本的には、消費者の皆さんの利益を確保する、擁護する立場でありますけれども、御案内のとおり、事件を発生させれば自分たちの職場なり雇用に直接影響するような状況というのがストレートに出てきているわけでありまして、我々としてもそういう意味で自分たちの職場からそういった不安全なものは出していないという決意の下に、今、再出発をしているというふうなところでありますので、そういう観点で、我々としてより安全が確保され、信頼が回復できるような立場に関わっていければと、こんなふうに思っているところです。

よろしくお願いします。

○富永座長　ありがとうございました。

それでは、まず議事に入らせていただく前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○岩淵総務課長　それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。初めに「企画専門調査会（第2回会合）議事次第」でございます。

次に、座席表が付けてございます。

それから、企画専門調査会の専門委員の名簿が付けてございます。上から5番目、海津専門委員でございますけれども、前回、波多野専門委員というお名前で名簿に載せておりましたけれども、本人の御意向に基づき海津澄子専門委員というお名前で、今後名簿に出させていただきます。第1回からそうすべきでしたが、申し訳ございませんでした。

それから、その次に資料一覧という紙がございまして、この後、資料が1から5までございます。

資料1が「食品安全委員会の活動状況及び今後の予定等について」。

資料2が「食品安全モニター・アンケート調査（食の安全性に関する意識調査）の結果について」。

資料3が「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」。

資料4が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」。

資料5が「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について」でございます。

そのほか、委員のお手元にはこのような色刷りのパンフレット、これは今は試し刷りで印刷中でございますけれども、御参考までに置いております。

以上でございますが、不備がございましたら事務局の方にお申しつけください。

○富永座長　よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料で1枚紙「企画専門調査会（第2回会合）議事次第」というのがございます。その一番下の方に議事がございますので、本日の重要な議題としまして「（1）平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見の取りまとめ）」、これについて御審議いただくことになっています。

審議に入る前に、食品安全委員会の活動状況、あるいは国民が食品安全委員会に何を求めているかなどにつきまして、十分理解した上で御議論をいただいた方がよろしいかと存じます。

前回の専門調査会におきまして、事務局から食品安全委員会の活動状況、あるいは今後の予定などにつきまして御説明いただきましたけれども、時間不足で駆け足で御説明いただいています。それで今回、前回とあまり重複しないようにしながら、その後の活動状況なども加えていただきまして、もう一度ここで御説明いただきたいと思います。

前回にもお話がございましたけれども、食品安全モニターに対するアンケート調査の結果が取りまとめられたということでございますから、これにつきましても事務局の方から御説明いただきたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

○岩淵総務課長 それでは、まず資料1に基づきまして御説明申し上げます。前回の御説明と重なっている部分は、適宜省略しながら説明をしたいと思います。

1ページは、食品安全委員会の発足までの経緯でございます。これは前回に御説明しましたので、省略いたします。

2ページは、この委員会の役割・組織についてでございます。これも省略いたします。

3ページに、これまでの活動状況から御説明に入りたいと思いますが、食品安全委員会は7月1日発足以来、原則毎週1回開催しておりまして、10月9日までに14回の開催を重ねてきております。それから、これまでの会議はすべて公開で開催をしているわけでございます。

それから、食品安全委員会による食品健康影響評価の実施でございますが、厚生労働省及び農林水産省からの要請が10月10日現在で24件参りました。このうち添加物、あるいは動物用医薬品、かび毒などについて食品健康影響評価を実施いたしまして、その結果を通知しておりますが、同日現在で15件の評価結果を出して通知しているという状況でございます。

なお、要請側からは複数の案件がまとまって来ておりますので、ものによっては全部一度に返すことができずに、一部を返しているというような部分もございます。

リスクコミュニケーションの推進に関してでございますが、3ページの下の部分になり

ますけれども、ホームページを開設し、食の安全ダイヤルを設置したところでございますが、9月末現在で81件の問合せという状況でございます。それから、食品安全モニターを依頼いたしまして、今日も後ほどアンケート結果を御報告申し上げます。

前回の第1回企画専門調査会の開催以降、9月19日に、食品安全行政の推進に当たりまして、国と地方の密接な連携を図るという観点で都道府県・政令指定都市等と意見交換を行う全国食品安全連絡会議を開催いたしました。

そのほかに委員と消費者団体、あるいは食品産業関係者の方との意見交換会を開催してきておりまして、これはこれまで8回ということでございます。

緊急時対応のあり方についての検討状況でございますが、前回のこの専門調査会開催後、緊急時対応の専門調査会が発足いたしまして、2回にわたりまして御検討いただいて、10月2日に「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」を作成していただいたということでございます。

専門調査会の開催状況ですけれども、この企画専門調査会、それからリスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会が既に活動を開始しております。

評価関係では、全部で13の専門調査会の設置を予定しているわけですが、プリオン、遺伝子組換え食品等、動物用医薬品、汚染物質、肥料・飼料等、これらの各専門調査会を開催しております。また、今後も順次、開催していくという予定でございます。

食品安全委員会の今後の予定でございます。

まず、食品健康影響評価の実施につきましては、リスク管理機関から要請を受けたものにつきまして、国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、緊急性も考慮しながら順次評価を実施していくということであります。

それから、国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、あるいは国民からの意見などに基づきまして、この国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合については、委員会自らの判断により、対象を取り上げて評価を実施するというところでございます。

それから、国民からの意見・情報、あるいは遺伝子組換え食品等専門調査会における審議の結果を踏まえまして、新たに遺伝子組換え食品などの安全性評価基準を策定することを予定しております。

その下、(2)のところでございますが、食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」に盛り込むべき事項の検討についてでございます。これについては、資料の最後に付けておりますけれども、昨日付けで内閣総理大臣から食品安全委員会に対しまして、

「基本的事項」に盛り込むべき事項についての諮問がございました。本日午後の食品安全委員会の方に、この諮問を報告いたしますが、具体的な調査審議は企画専門調査会へお願いするということになっておりますので、次回から、基本的事項の審議をお願いしたいということでございます。

リスクコミュニケーションの推進については、後ほど更に資料がございます。

以上でございます。

6 ページに参りまして、これは「食品安全委員会の公開について」、前回も御議論がございましたけれども、7 月 1 日にこの委員会で決めた公開につきましてのルールでございます。

7 ページでございます。参考資料 2「食品安全委員会における調査審議方法等について」ということですが、これは 10 月 2 日に委員会で決定されたものでございます。

これにつきましては、今後評価を行っていく中で、例えば組換え DNA 技術応用食品などを審査の申請者からの依頼に基づいて評価を行うというような場合に、申請資料の作成に協力した方が委員、あるいは専門委員に含まれているというケースも想定されますので、そうした場合の調査審議の進め方についてのルールについて決めていただいたものでございます。

資料等の作成者である委員、または専門委員がいらっしゃる場合には委員会、あるいは専門調査会での調査審議・議決につきましては、次によるものとするということございまして、申請者から申請資料等作成者のリストの提出を受けまして、これに該当する委員、あるいは専門委員がある場合には、まず委員長、あるいは座長は審議開催の際に、その氏名を報告するということ。

それから、当該資料作成者である委員または専門委員は調査審議・議決が行われている間、この会場から退室するということでございます。

ただ、特にこれらの方の発言が必要であるというふうに委員会・専門調査会が認めた場合には、出席し意見を述べるができるが、議決には参加できないということであります。

2 番の方は、審査申請者からの依頼によらずに作成した資料が提出資料として利用されたようなケースでございますけれども、そういった場合につきましては、これも申請者から、利用したこの資料の作成者のリストの提出を受けまして、これを委員会、あるいは専門調査会の場で委員長・座長が氏名を報告をする。

こういった利用された資料の作成者である委員・専門委員は、その資料については発言

することができない。ただし、特に認めた場合に限り意見を述べるができるということとでございます。

このほかにも、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員または専門委員は、委員長または専門調査会の座長に申し出るものとする。

これにつきましては、１の（２）と同様の扱いをするということで、以上についてはすべて議事録に記録をすると、このようなルールを１０月２日に決定していただいているところでございますので御報告いたします。

８ページでございますが、委員会の意見聴取、評価案件の処理状況です。

前回の第１回の企画専門調査会以後に加わったものとしたしましては、上の表がこの委員会で受け付けた評価の案件ですけれども、上の表の下から２番目、微生物の関係でセレウス菌につきまして、粉ミルクの規格基準の設定のための安全性評価を要請されております。

それから、その下、添加物でございますが、ポリソルベートに関する評価の要請を受けているということでございまして、これらにつきましては今日の午後の委員会の方に、要請元である厚生労働省から、その内容について説明をしていただくということになっております。

その下の表は、この委員会において既に食品健康影響評価を終了した案件でございます。終了した日付が、この表の左側の欄に書いてございますけれども、前回、第１回の企画専門調査会以降に出たものとしたしましては、９月１８日に農薬でＥＰＮ、エチクロゼートなど、ここにございます農薬につきまして安全性評価の結果を通知しているところでございます。

それから、９月２５日で添加物、３件ございますけれども、Ｌ－アスコルビン酸２－グルコシド、それから亜硫酸塩類、タール色素につきまして評価結果を通知していると、これが直近の状況であります。

９ページでございますが、「リスクコミュニケーションに関する取組について」ということでございます。

審議の透明性の確保と情報提供という観点から、先ほど申し上げましたとおり、この委員会は原則公開といたしまして、評価結果とか議事録等の審議状況につきましては、ホームページを活用して情報提供をしているところでございます。

それから、食品健康影響評価に関しまして、一般の方々からの意見とか情報の募集をいたしております。１０月６日に、遺伝子組換え食品などの安全性評価基準の策定についての

意見・情報の募集を開始いたしました。まだ基準はこれからつくるという段階でございますけれども、その段階での意見・情報の募集に着手したということであります。

10月9日からは、アルカリ処理をした液状の肉骨粉などを肥料として利用することについての意見・情報の募集を開始いたしました。

今後の予定になりますが、10月24日に遺伝子組換え食品などの安全性評価基準の策定について意見を聴く会を開催することを予定しております。

「3 意見交換会・懇談会の開催」でございます。

実績と予定等入っておりますけれども、最近ですと9月25日に食品添加物事業関係者との懇談、10月2日に農薬事業関係者との懇談などが行われております。

10ページに参りまして、10月28日に食品安全委員会主催、厚生労働省、農林水産省共催という形で「リスク分析手法の要素としてのリスクコミュニケーションの領域 ～米国における実践例と我が国における可能性～」ということで、意見交換会を東京で開催することを予定しております。

関係省主催、食品安全委員会が共催という形で委員、あるいは事務局も参加する形で実施しているものといたしましては、7月4日に東京、7月10日に神戸、9月10日に東京で、これは残留農薬をテーマにしたもの、それから9月26日に金沢で、9月30日には、これも残留農薬をテーマにして東京で、それから10月7日には熊本で、いずれも意見交換会を開催し参加をしているということでございます。

地域における意見交換会への参加ということでは、9月17日に「食の安全・安心を考えるフォーラム」が山梨県で開催されておりますが、これには寺尾委員に御出席をいただいているということでございます。

「4 リスクコミュニケーション専門調査会における検討」でございますが、これは9月17日に第1回のリスクコミュニケーション専門調査会が発足をいたしまして、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について審議するというところでございます。今年度末を目途に、我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題について、食品安全委員会に対する意見をとりまとめるということを予定しております。

「食の安全ダイヤル」につきましては、9月末までで81件という状況でございます。

「食品安全モニター」につきましては、アンケート調査のほか、随時、意見等の報告を受けておりますけれども、9月分は36件でございました。

また、リスク管理機関が講じた施策などにつきまして、食品安全モニターとの間で地域

の実情を踏まえた情報や意見の交換を行うために、今年度中に全国6か所程度で「食品安全モニター会議」を開催することを予定しております。

12 ページは「緊急時対応について」でございます。

重大な食品事故の発生などの緊急事態への対応につきましては、緊急時対応専門調査会において、その対応のあり方などに関する事項を調査審議するということとされております。緊急時対応につきましては、先ほど御紹介した「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」が10月2日に決定されております。

今後は、政府全体としての緊急事態への対応に関する体制の整備ということに取り組む必要がございますので、食品安全基本法第21条第1項に基づく「基本的事項」の中で、取組の具体的な方法をどういうふうに定めていくかということで、関係行政機関と連携しつつ検討をしていくというところでございます。

13 ページからは、この委員会の緊急時対応の基本指針（暫定版）の資料が付けてございます。これはちょっと時間も要しますので、説明は省略させていただきますので、後ほどごらんいただければと思います。

17 ページでございます。「情報収集の範囲」でございます。

関係行政機関、研究機関、国際機関、外国政府などをここに書いてございます範囲で、今、常時、情報収集を行っているところでございます。

18 ページは「関係行政機関との連携について」でございます。

関係行政機関との連携につきましては、食品安全委員会におきましても、まず第一にリスク評価の実施に当たって、内外の科学的知見とか危害情報を速やかに入手できるようにしていくという観点から、リスク管理機関との間で情報の共有化など密接な連携を図ることが重要であるということでございます。

それから、リスクコミュニケーションをより効果的かつ効率的に実施するために、リスクコミュニケーションにつきまして、リスク管理機関との間で日程調整、テーマ調整など、密接な連携を図る必要があるということでございます。

それから、重大な食品事故の発生などの緊急事態への対応に関しまして、政府全体における要として活動するためには、リスク管理機関との密接な連携を図ることが重要であるということでございまして、こういった3点から、今後連携の確保に取り組んでいくということでございます。

情報収集の関係でいきますと、これまでの取組としては、食品リスク情報関係府省担当者会議というものを内閣府食品安全委員会事務局、それから厚生労働省、農林水産省、環

境省の情報関係担当者との間で定期的を開催いたしまして、食品の安全性の確保に関する情報の交換、あるいは各府省での取組の報告などを行っているということでもあります。

それから、食品安全関係情報の収集と提供ですけれども、食品安全に係る国内外の情報について、関係行政機関・団体、新聞、雑誌、インターネットなどから幅広く情報を収集・分析して、食品安全関係情報として関係行政機関に対して情報提供を行っているというところでございます。

今後の取組予定といたしまして、平成 16 年度の予算、これはまだ要求中でございますけれども、食品安全情報データベースの構築をしていきたいということで考えております。食品安全委員会が収集・整理・分析した国内外の食品安全に関する情報について、危害要因等で検索可能なデータベースを構築いたしまして、また、関係行政機関との情報の共有化、あるいは迅速・適切な情報提供を図るということで取り組んでいきたいと考えております。

「3 リスクコミュニケーション」ですけれども、これまでもリスクコミュニケーション担当者会議を、これは当委員会事務局と厚生労働省、農林水産省のリスクコミュニケーション担当者が定期的に集まりまして、このリスクコミュニケーションについての情報・意見交換や取組の調整などを行ってございまして、引き続き 3 府省合同による意見交換会の開催の企画調整などを行っていくということとしております。

「4 緊急時対応」につきまして、これまでのところ、緊急時における関係行政機関との間で、特に初動対応を迅速に行うということで、夜間休日を含めた関係行政機関との間の連絡窓口を設置しております。

また、緊急時対応基本指針（暫定版）を策定したところでありまして、今後は当面、基本的事項における緊急時対応に関する規定の検討に入ることとさせていただきます。

21 ページの参考資料 9 でございます。

「外国政府及び国際機関との連携について」でございますけれども、これまでのところ、この夏、8 月に当時の谷垣食品安全担当大臣が、米国の F D A のマクレラン長官と会談をしていただきまして、この中で当委員会の発足についても先方の関心も高く、経緯とか概要を説明し、今後の情報交換、協力体制について意見交換をいたしまして、両国の関係機関による情報交換及び協力体制の構築を提案して、合意いたしました。

これを受けまして、9 月に寺田委員長が訪米いたしまして、米国農務省、動植物検査局、それから食品安全検査局、それから食品医薬品庁、疾病管理予防センター、これらの局長等と会談をいたしました。この中で、③にございますけれども、日米両国の関係機関によ

る情報交換、協力体制の構築のために、相互にコンタクトパーソンの登録をしております。

「今後の取組予定」といたしましては、フランス、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、英国、ドイツなどの政府機関、それから国際機関等との間で食品安全行政に係る意見交換、情報交換、協力体制の構築を行う予定でございます。

22 ページの横長の資料になります。御説明は、この部分で最後にさせていただきます。

前回の御審議の中で、食品安全委員会における評価とリスク管理機関での審議会の検討との関係で、役割分担がどういうふうになっているのかということを説明してもらいたいというお話がございました。それに基づきまして、この 22 ページ、23 ページの表を添付させていただいたということでございます。

これは、評価の案件によっても変わってくる部分があるわけですが、まず 22 ページでは、食品添加物の指定を例にとって整理をしております。

食品添加物について、指定の要請が企業の方から厚生労働省に対して行われます。これは従来どおりでございます。「①要請」という部分です。厚生労働省の方で要請を受け付けますと、厚生労働省では安全性の評価は食品安全委員会の方に委ねることになっておりますので、厚生労働省から食品安全委員会に対して評価の意見聴取、③をいたします。食品安全委員会はこれを受理いたしまして、食品健康影響評価を実施する。

この結果、添加物の例で申しますと、その評価の結果が A D I、一日摂取許容量という形で出てくるということでございます。この結果を、厚生労働省の方に評価結果として通知をして返すということであります。

健康影響評価につきましては、添加物を一日当たりどの位摂取しても健康に影響が出ないかということで評価をしていただくわけですが、この評価結果に基づきまして、厚生労働省の方では、どの食品にどういう形でこの添加物が使われるか実際にその食品をどのぐらい摂取するか、というようなことを踏まえて、実際の使用基準とか成分規格、そしてこの添加物そのものの指定、こういった作業を行うわけであります。

その結果、例えば菓子に 1 kg 当たり 2.5g という水準までという基準が設定されるということであります。この作業は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会への諮問・答申を経て行われるということであります。

したがって、安全性の評価に関しましては食品安全委員会が行う。一方で、有用性、あるいは使用実態等にかんがみた具体的な基準の作成を厚生労働省の方の審議会を経て行うということで、相互にきちんと役割分担をすると、責任関係が明確になるということが、この新しいシステムの特徴でございます。

次のページは、これは農薬の残留基準の設定の流れでございます。

今後、農薬につきましては登録と同時に、食品中にどこまで残留することが許容されるかという残留基準の設定を行うというシステムになるわけでございますけれども、農薬につきましては、申請者より①でございますけれども、登録の申請がまず農林水産省の方にございます。農林水産省では、この申請を受け付けまして、これを厚生労働省に連絡をし、また厚生労働省から安全性の評価の部分について食品安全委員会の方に意見の聴取があるということでございます。

食品安全委員会では、この安全性の評価を担当いたしまして、食品健康影響評価を実施して、これもA D Iという形で評価結果を出しまして、厚生労働省の方に通知をいたします。そうしますと、厚生労働省の方では並行いたしまして、特にこの場合には摂取の実態でございますけれども、例えばキャベツをどのぐらいの量を平均的に摂取しているかというようなことも踏まえまして、例えば食品ごとの残留基準の設定というのを薬事・食品衛生審議会の審議を経て設定していくということでございます。

それから、農林水産省の方では並行いたしまして、実際にどういう形でこの農薬を使用するかという、これは農薬の有用性という使い道を踏まえた上で、当然評価結果、あるいは残留基準を満たす形で使用基準を設定をするということでございます。例えばキャベツについては収穫7日前までに3回まで散布するということで使用基準を設定していくわけでありまして。これを経た上で、実際の登録が行われて、販売するということになるということなんです。

食品安全委員会では、この基礎となる安全性の評価の部分を担当する。それから摂食実態などに基づく実際の食品ごとの残留基準については、この評価結果に基づいて厚生労働省の方で担当する。また、使用基準については農林水産省が担当するということで、これもそれぞれの責任分野というものを明確に分離して、相互の議論がはっきり分かれて明らかになるような、透明性のある形で、今後は農薬の登録申請から残留基準の設定等の作業が行われるということでございます。

長くなりましたが、以上で資料1の御説明を終了いたします。

○富永座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から、食品安全委員会の活動状況、今後の予定等につきまして、膨大な資料に基づいて御説明をいただきました。また、後ほどじっくりとお目通しいただきたいと思います。

特に、7ページの参考資料2の「食品安全委員会における調査審議方法等について」、

これも大変重要かと思います。既に、10月2日の食品安全委員会で決定されたものでございます。

それから、一番最後の22、23ページの「食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について」をフローチャートでお示しいただいておりますが、こういうふうに各省庁の資料・情報の流れ、役割分担が、一例でしょうけれども明確に示されていると思います。

ただいま、たくさんの御報告をいただきましたが、何か御質問がございましたら、どうぞ。

○門傳専門委員 教えていただきたいんですが、例えば7ページでも「審査申請者」とかなっていたり、あと22ページでも「指定要請者」とかなっているんですが、これは特段、申請するに当たっての要件とか、そういうものはあるんでしょうか。

○岩淵総務課長 これは評価対象のものによって変わりますが、例えばここにあります組換えDNA技術応用食品であれば、厚生労働省の方で申請の仕方が既にシステムとして定められておりますので、企業の方から申請があるということでございまして、当委員会には厚生労働省の方から要請が、安全性評価の分だけ要請が来るという関係です。

それから添加物の指定ですと、これも指定の要請ということになりますけれども、企業の方から厚生労働省の方にあるということで、あと農薬ですと、農薬取締法に基づく農薬の登録の申請が農水省の方にあるということで、ものごとに、制度ごとに申請者というのは決まってまいります。

ただ中には、例えば汚染物質のように、そもそも申請者がいないような評価対象もございます。

○門傳専門委員 だとすれば、普通、企業であるとか、そういう役所は通常だと思うんですが、例えば実際に農薬を使っている我々ですとか、食品を食べている消費者とか、そういった個人なり団体が申請をするということも、場合によっては可能であるんでしょうか。それはやはりケース・バイ・ケースということになるんでしょうか。

○梅津事務局長 今のは、評価の申請という意味でしょうか。

通常、流通している農薬あるいは飼料、その安全性については、当然現行のシステムによる評価を経て流通に乗っているわけです。ですから新たに、あるいは再度見直すということになりますと、それは新たな知見が出てきたとか、そういう場合に基本的には製造・販売等をしている者からの申請に基づいて、再評価と申しましょうか、許可をするということがあり得るということだと思います。

ただ消費者、あるいは一般の方々からそういう何か新しい知見の情報提供があった場合

に、専門委員会なり、あるいは委員会で議論をして、再度見直す必要のあるような状況かどうかということを議論するということはあることだと思います。

○富永座長 どうぞ、和田委員。

○和田専門委員 3点伺います。1点は、3ページの下の方に「(3)リスクコミュニケーションの推進等」とありまして、9月19日に、国と地方の連携を図るために全国食品安全連絡会議を開催とありますけれども、これは大体どのくらいの頻度で持たれるのかというような定期的なものかどうか。これは特に地方で、割と情報が渡っていないと感じるときがありますので質問いたします。

次に、9ページのリスクコミュニケーションですが、ここでいろいろ意見の聴取、あるいは今、よくいろんなところでパブリックコメントを求められておりますが、その出された意見、パブリックコメントの扱い、安全委員会の委員の方々への提供がどういう形でされておりますのか伺いたいと思います。

もう一点は、13ページの緊急時対応基本指針の「2 対象となる緊急事態等」とありますけれども、ここで①から③まで、対象の具体的なポイントが挙げられておりますが、ちょっと具体的によくわからないものですから、例えば最近の数年でいいんですけれども、そこで緊急時対応という緊急時というのが、こんなことが対象になるでしょうと、決定でなくても結構なんですけれども、具体例を示していただければと思います。

以上、3点です。

○岩淵総務課長 まず、最初のお尋ねの全国食品安全連絡会議の開催ですけれども、これは定期的に毎年1回開催するということを考えています。それで地方に対して、この委員会としてもっと情報発信する必要があるというのは御指摘のとおりでございます、これはリスクコミュニケーション、意見交換会を今後地方の方に出向いて行って開催するということ、また別途予定しております。

先ほどの全国食品安全連絡会議につきましては、行政担当者に対する情報の提供、あるいは意見交換という趣旨で開催するものでございます。

それから、9ページにおけるパブリックコメントの意見の扱いであります。いずれも、まだ今は意見を受け付けている最中でございますけれども、集まりました御意見につきましては、まず、この専門調査会の方にすべて御報告をするという予定でございます。

それから、13ページの緊急時対応のところでは実際に想定している事例ということでございますけれども、よろしいですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 「対象となる緊急事態等」ということで、①から③まで3

つの事態を想定しているんですけれども、①につきましては、数年前に発生いたしました O157 のように食中毒患者の数が大規模で、しかも発生場所が複数の県にまたがるような場合を想定しております。

それから「② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案」ということで、これは一昨年発生いたしました BSE につきましては、科学的知見が十分ではないんですけれども、ただ、実際に被害等は生じていないけれども、科学的知見が不十分ということで、生じるおそれがある事案ということで考えております。

③は「①、②に該当しないが、社会的反響等を勘案し」ということで、①、②に該当しないけれども、国民が不安を持つ可能性のあるような事例で当委員会が出動する必要があると考えられる事案を想定しております。

以上でございます。

○ 富永座長 和田専門委員、よろしいですか。

○ 和田専門委員 いえ、今、一番最後に伺ったところを伺いますと、具体例として、別にその 2 例だけではないと思うんですけれども、もう少し積極的に取り上げていただきたいという感じです、よくわかりませんけれども。

それと、先ほどの地方との連絡会議というのは、行政官の連絡会議であることは十分わかっておりますけれども、1 年 1 回というのはちょっと少ないのではないかと、これは感想です。これは行政の中の問題ですからあれですけれども、やはり地方の人が地方の行政に行っても何かよくわからないことが多いというような会員のことをよく聞きますので、それでちょっと発言させていただきました。

以上です。

○ 富永座長 ありがとうございます。和田専門委員の御意見、今後、事務局の方でも考慮しながら対応していただきたいと思います。

そのほか、何か御質問はございますか。

どうぞ。

○ 武見専門委員 22 ページ、23 ページの役割分担の図について 1 点お伺いしたいんですけれども、担当省から食品安全委員会に来て受理されて、それが食品健康影響評価の結果が戻るまで、時間的にはどのぐらいかかっているのか。それぞれの役割分担が明確になったことはよくわかるんですけれども、これによって時間的な面ではどのような効果が出ているか、ということがあれば、教えていただきたいと思います。

○ 富永座長 どうぞ。

○村上評価課長 現時点で、食品安全委員会が受理をしてから食品健康影響評価を終えて、こちらがお答えの通知をするまでの期間について、特段、期限というものは決まっておりません。食品安全委員会事務局といたしましては、意見の聴取があった以上はできるだけ早くお答えを返すべきだというふうに思っておりますけれども、案件によって時間のかかるものもございますし、あるいは追加的に、資料を追って提出を求めるような場合もございますでしょうし、現時点では、特段お尋ねがあったら何か月以内に返すというようなことは決めておりません。

○武見専門委員 結構です。多分、より迅速な対応というのは一体どのぐらいのことをいっているのかとか、といったことが、一般の方は気になる部分だと思いましたのでお聞きしました。

○村上評価課長 追加的に申し上げますと、例えば先日のアマメシバのときのように、非常に緊急の対応が求められているというような状況であれば、あれは数日の間に答えを返すような迅速な対応をいたしました、それはケース・バイ・ケースで対応していきたいというふうに思っております。

○富永座長 ほかに、何か御質問はございますか。

どうぞ。

○飯島専門委員 今の 22、23 ページのところですが、簡単な質問で恐縮です。例えば申請者がありまして、連絡があり、意見聴取があり、また通知があります。それで、また連絡するということになっていきますが、この重みといいますか、責任の所在とか強制力とかというようなことはどこにあるのでしょうか。教えていただければ幸いです。

○岩渕総務課長 食品添加物の例、あるいは農薬の残留基準の設定の例、いずれにつきましても、食品安全委員会の意見聴取は食品安全基本法で義務付けられておりまして、この委員会の意見聴取なしに基準の設定はできないということになっております。

○富永座長 どうぞ。

○海津専門委員 私も基本的な質問で申し訳ないんですけれども、例えば 4 ページの 4 の（１）に「国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合」とか、あと次に飛びますけれども、13 ページに、先ほどちょっと和田専門委員からもお話がありました緊急事態などで、おそれがある場合とかそういった案件とかというふうに書いてあるんですけれども、それは一体誰がおそれがあると認めた段階で、食品安全委員会が介入して何らかの調査を行ったりとか、解決を行ったりするのかというのが、これではちょっとはっきりと見えてこないのです、どうなのかというところです。

- 岩淵総務課長 これは、委員会が判断をするということでございます。
- 海津専門委員 済みません、そうしますと食品安全委員会の委員の方々がそう判断をされた場合に招集がかけられてというふうに考えてよろしいですか。
- 岩淵総務課長 さようでございます。
- 富永座長 どうぞ。
- 渡邊（和）専門委員 21 ページに外国との連携の問題が出ておりますけれども、書かれ方としてはアメリカなりヨーロッパ等ということで、昨今の事案とかの関係でいうと、中国とか東南アジアという部分も必要なのではないかというふうに思うわけですが、その辺は考え方として含まれているのかどうかなんです。
- 杉浦情報・緊急時対応課長 外国政府との、あるいは国際機関との連携でございますけれども、連携の目的には幾つかございまして、一つは既にヨーロッパ、アメリカ等にございますリスク評価機関と連携することによって情報交換、あるいはリスク評価に関する知見の交換というものをしていこうというもの。

もう一つ、先ほど委員がおっしゃられましたように、我が国への食品の主要供給国との連携、情報交換・意見交換というのも必要というふうに考えておりますので、そういった国へ委員、あるいは職員の方を派遣して情報収集を行うということも、今、検討をしているところでございます。

- 富永座長 よろしいですか。
- 渡邊（和）専門委員 はい。
- 富永座長 ほかにございますか。大分、時間も経過しましたので、ここでもう一つ報告事項がございます。

食品安全モニター・アンケート調査の結果がまとまったそうですから、これも事務局から御説明をいただきたいと思います。

- 藤本勧告広報課長 それでは、お手元の資料 2 をごらんいただければと思います。

御承知のとおり、食品安全モニターというものを委員会の方で設けまして、いろんな役割を果たしていく上で、消費者の方々から情報や意見をいただくということで、9 月初めに依頼をしたところでございます。

「1. 調査目的」のところにございますように、そこでまず食品安全委員会への期待とか、あるいは食品の安全性に関する意識を把握させていただくということで、4 つの事項についてアンケート調査をさせていただきました。

1 つが「食品の安全性の確保について」ということ。食品の安全性に関する一般的なこ

とでございます。その中に委員会への期待についての質問も含めております。

それと２番目に「食品の安全性に係る危害要因について」ということ。当委員会はリスク評価を行うことが主たる任務でございますけれども、その関連でどういうところに不安があるのかというのを伺っておるということでございます。

３番目に、リスク分析の手法の一つの大きな要素でございますリスクコミュニケーションの推進を図っていく必要があるわけでございますけれども、その観点についての意識を伺ったのが３番目でございます。

最後に、緊急時の事態への関連で情報入手、あるいは信頼できる情報源といったようなものについて質問をさせていただいております。

「２．実施期間」につきましては、９月５日～１９日ということです。

「３．対象」でございますけれども、４７０名の方のうち４５５名ほど回答をいただいたという結果になってございます。

「４．調査結果の概要」ということで、先ほど申しました４つの観点につきまして、それぞれ整理してございます。詳しくは後ほど見ていただきますけれども、まず食品の安全性の確保ということで、１と２のところは委員会等々への期待について聞いたものでございます。３から７につきましては、食品安全モニターとかいろいろ応募理由の中等で気にされていたようなこととかに関して、食品安全一般の意識を聞いたものということでございます。

２番目の項目の「＜食品の安全性に係る危害要因について＞」のところでは、先ほど申しましたように、どういうところに不安を感じているのかというところを聞いてございます。

次の２ページでございますが、リスクコミュニケーションにつきましては、９から１２の辺りがこれまでの行政が行ってきたリスクコミュニケーションの評価みたいところを尋ねてございます。

あと、１３から１６につきましては、意見交換会への関心具合などを聞いたものでございます。

１７、１８につきましては、リスクコミュニケーションの中で一つテーマにありますのは、関係者間における認識ギャップの問題と思われるので、その観点についての質問でございます。

最後に、緊急事態についてということで、１９から２１の質問を用意しておるということでございます。

次の３ページをごらんいただければと思いますけれども、455名の属性といたしますが、内訳を参考までに載せてございます。

男女別でございますけれども、１対３ぐらいの関係で女性の方が多い構成になっております。

２)の年齢別でございますけれども、これについては大体バランスが取れたような形になっておろうかと思えます。

あと、３)のところでございますが、これはあくまでも皆さん消費者の方々ではございますけれども、その中でも幾つかグルーピングできるのかなということで、職務経験に着目して、自分はどのような経験があるのかということをお尋ねして分類したものでございます。

１つが食品関係の仕事に携わったことが、例えば５年以上あるというふうな方でございます。この中には主婦の方でパートとして働かれているような方も含まれております。それが164名。

研究職に従事した経験がある、あるいはしている方、５年以上ということで聞いていますけれども、それが33名。

医療・教育職。教育職というのは、小中高の先生ということでございますけれども、そういう方が73名。

それ以外の消費者一般の方が、185名という構成になっております。

あと、下のグラフで、例えば医療・教育職の「職」が「食」という字に変わっていたり、誤植がいろいろありますけれども、それは発表の際には正式に直したいと思っております。

中身の方でございますが、４ページ以降、簡単にざっと見ていただきたいと思います。

まず「食品の安全性の確保について」というところで４ページでございますけれども、食品安全基本法の制定とか食品安全委員会の設立など、新たな取組について評価を尋ねております。

真ん中の円グラフを見ていただければと思いますけれども、47.5%の人が「評価している」、さらに「ある程度は評価している」が48.6%の方からそういう指摘をいただいております。両方を合わせますと96%の方が評価しているという結果になっております。

下に、年齢別のグラフがございますけれども「評価している」という方が、年をとった方ほど高いというような結果になっております。

これらは、一面ではそういう期待が大きいということだろうと思われれます。

次に５ページでございますが、そういうような中で、委員会に対してどのような期待が役割として高いのかということでございますけれども、リスク評価というのが勿論あるわけ

ですが、その上の棒グラフにございますように、適切な情報提供ということを特に期待しているという結果になってございます。

次の６ページの問３でございますが、ここから以降は先ほど申しましたように、食品の安全性に関する一般的な認識を確認したものでございます。

まず、問３ではフードチェーンの中でどういう段階で消費者の方々は改善を要する、あるいは逆の言い方をしますと、不安に感じているかということでございます。８割の方が生産段階で、そのほかでは６割の方が製造・加工段階でそういう指摘をしておるということでございます。一方、流通段階とか販売段階、あるいは家庭、あるいは外食といったものを選択した者の割合は低いという結果になってございます。

次に７ページの問４でございますが、食品の表示についての関心は、非常にモニターの方々では高うございましたが、そこで制度の問題、あと実態の問題について質問をしたというものでございます。

円グラフにございますように「表示制度には問題はないが、表示義務が守られていないケースもあり、実態には満足していない」ということで、表示制度そのものについては、実態にもそれなりに満足しているという方も含めまして、７割の方が評価しているけれども、実態には不満があるといったような結果になってございます。

問５のところでございますけれども、輸入食品に対する関心も高うございますので、行政への期待を聞いたというところでございます。検疫所等の輸入食品の監視業務の強化に期待がかかっておるという結果でございます。

８ページに移らせていただきます。

問６でございますけれども、消費者の方々は発がん性への懸念というのが多うございます。そこで、どういう要因でそういう可能性が高いと感じるのかというものを聞いたものでございます。

これは食品にかかわらず、いろんなものを尋ねてございます。昨今の状況を反映しまして、棒グラフにございますように、一番多いのが９割でたばこというのが挙がってございます。そういうような中で、食品関係でございますけれども、添加物に関して７割の方がそういう指摘をしておりまして、あと農薬等がでございますけれども、そういったところは高うございます。また、遺伝子組換え食品に関して３割の方がそういう指摘をしておるといったようなことでございます。

下の方のグラフでございますけれども、これは冒頭御説明しましたように、職務経験別にそういう感じ方を整理したものでございます。

これを見ますと、先ほどの食品添加物とか遺伝子組換え食品に関しましては、食品関係の研究職経験者の方では、ほかのグループの方よりは低めに出ているということで、消費者の方々の中でも認識に少し差があるのかなということで、ゴシックで書いた上側のタイトルはそういう趣旨で整理させていただいたものでございます。

次に9ページの問7でございますけれども、ここでは例えば新聞報道でいろいろ皆さん不安を感じることがあるわけでございますけれども、食を通じた健康被害の報道で自身の不安をどういう場合に感じるかということで、例えば有訴者数ということで、病気にかかったとの訴えのあった人がどれぐらいあったといったような報道で、そういうのを感じますかというのを聞いたものでございます。

3けたということで、例えば100人から1,000人未満といったそういう3けたの有訴者数の報道がございますと、8割の人、かなり大部分の人ということだと思えますけれども、そういう人たちが不安に感じるという結果になってございます。

以上が、まず全般的な話でございます。10ページに移らせていただきまして、問8でございます。

これは、先ほど申しましたようにリスク評価の関連もございまして、消費者の方々がどういったところに不安を感じている要因として思っているかというものでございます。

11ページのところに、グラフを整理させていただいております。

まず、一番多いのが農薬ということで、そのほか輸入食品、添加物、汚染物質といったところが6割以上の方々が不安に感じている一つの上位グループでございます。そのほか遺伝子組換え食品、あるいはいわゆる健康食品等々が続いているといったようなところでございます。

下の方に、また職務経験別に整理したものを載せてございます。やや特徴的なことを申し上げますと、食品関係の研究職の経験者の方ではかび毒とか自然毒の関係、あるいはいわゆる健康食品の関係につきまして、ほかのグループの人たちよりはそういう指摘をした人が高かったと。一方、遺伝子組換え食品とか新開発食品については、ほかのグループよりは回答の割合が低かったという結果になっております。

他方、その他消費者一般というグループでは、微生物、ウイルスといったものを回答・選択した人の割合が低かったといったようなところに特徴的な動きがあるかと思えます。

具体的にどういったところを事例として懸念しているのかとか、あるいはそれをどうして懸念しているのかといった、あくまでも消費者の方の見方を記述してもらいまして、それを整理したものが12ページ以降でございます。

先ほどの上位 4 つについて申し上げますと、農薬関係では輸入食品の残留問題とか無登録農薬の問題からの懸念が多かったです。

輸入品につきましては、その農薬との関連で、やはり残留農薬関係のものを挙げたものが多かったです。

3 番目の添加物の関係では、多岐にわたって不安があるという感じでございますけれども、理由としては、先ほども見ていただきましたような発がん性への懸念とか、あるいは海外と国内の基準の違いなどを理由に挙げられていたといったような感じでございます。

汚染物質につきましては、内分泌攪乱化学物質への不安などの指摘が多かったです。

次に 15 ページでございますけれども、リスクコミュニケーションの関係についての質問に移らせていただきたいと思います。

まず問 9 以降で、これまでリスクコミュニケーションを行政が行ってきたものの評価について聞いてございます。

問 9 では、まず食の安全に関してどうだったかということでございます。

円グラフにございますように「適切に行われていた」というのは 1.3 % に過ぎませんけれども「十分ではないが行われていた」というところまで含めると、4 割の方が適切に、一定のリスクコミュニケーションが行われていたという回答をされております。

一方「ほとんど行われていなかった」とか「まったく行われていなかった」といった方がやはり 4 割おりまして、評価が分かれているような結果になってございます。

そこで 16 ページでございますけれども、問 10 で、具体的に食の安全の分野で適切に行われていなかった事例を挙げてもらったところ、下のグラフにございますように、具体的な指摘としましては B S E 関係で、半数の方々が指摘されたというふうな結果になってございます。次いで、O 157 の関係の指摘などがございました。

次のページでございますけれども、なぜ適切でなかったのかといった理由について、こちらのような選択で聞いてございますけれども、特徴的なことを申しますと、問題の性格もあろうかと思いますが、B S E の関係では 70 % の方がその理由としまして「行政機関から必要な情報が早く正確に提供されていなかった」といった点を指摘しております。

一方、遺伝子組換え食品関係などにつきましては、75 % の方が「消費者、行政機関、事業者などの関係者相互の間でお互いの情報や意見を交換し、お互いのギャップを解消するような機会が十分になかった」といったようなものを理由として挙げているというふうな結果になってございます。

次に 18 ページでございますが、問 11 では食品の安全分野も含めまして、ほかの分野も

対象に、行政の行ってきたリスクコミュニケーションが適切に行われていたものとしてどういうものがあるかというものを伺ったものでございます。

19 ページでございますけれども、事例としましては「自然災害分野」というところで3割の方が指摘されてございます。

具体的には、地震情報とか台風情報とか噴火情報といったようなところでございまして、適切に行われていた理由というところでは、これも性格もあろうかと思いますが、多くのところで必要な情報が早く正確に提供されたということで、とりわけ「自然災害分野」ではそういう方々が8割いらっしゃるしまして、そういう関係から適正に行われたといった評価がなされているということでございます。

そのほかでは、食品安全分野とか環境問題分野では評価されていた理由としましては、情報の交換、意見交換を関係者との間で行い、そのギャップを解消するような機会があったというのが23.1%～29.5%といったような形で挙がっているのが一つの特徴かと思われます。

次に20ページに移らせていただきたいと思います。以降では意見交換会の関連で質問を幾つかしております。20ページは出席の関心度を聞いたわけでございますが、モニターということで関心が高い方でございますので、ほとんどの方が出席されるという結果でございます。

次の21ページでございますけれども、テーマにつきましては、7割の方がリスク評価に基づいて講じられている施策について関心が高いという結果でございます。

22ページに移りますが、問14ではどういう方式が望ましいかということでは、パネルディスカッション形式で進めてほしいというのが6割ということで、飛び抜けてございます。

次に23ページでございますけれども、出席した方がそこで得た情報をどういうふうに関活用されるのかという点を尋ねてみました。

グラフで多い順に並んでおりますけれども、2番目にございます「家庭における食生活を充実させる」といいますか、自分たちの食生活の中で生かしていきたいという方が51.9%ございますが、それとともに、上のところにございますように、55.1%の方が「積極的に知人・友人等に情報を伝える」という回答をされてございます。あと、そのほかにも地域の活動を通じて消費者等に還元するというので、外へのそういう情報発信もされていかれるという結果になってございます。

24ページにつきましては、数が18件だけではございましたけれども、意見交換会に欠

席されるという方についてほかの方法はと聞いたところ、インターネットの活用などによって取組を進めてほしいといったような声があったということでございます。

25 ページに移りますけれども、問 17、18 では認識ギャップの関係についての問でございます。

問 17 では、食品の安全性に関して、そういった認識ギャップを関係者の間で若干でも感じたことがあるというふうな方が 8 割近くあったということでございます。認識ギャップがあった方が 40.9%、若干あるという方が 35.6%ということでございます。

26 ページに移りますけれども、そうしたギャップを感じた事例と、それをどういうふうにすれば縮小すると思えますかという点につきまして、自由に答えてもらったというところでございます。

下に棒グラフがございますように、整理してみますと、ギャップを感じたものとしては「BSE 関係」が一番多く、そのほか遺伝子組換え食品等々が続いているということでございます。

ギャップの縮小に向けては、全体的に見ますと、文章のところの 2 番目のパラのところでございますけれども、意見交換会など消費者等との間で情報や意見の交換を行うとか、あるいは消費者が何を求めているのかを把握するとか、あるいは消費者にわかりやすく専門事項を説明するといったような指摘で、消費者の視点に立った情報提供や意見交換などを進めていくことが重要であるといったような意見が多うございました。

また、次のパラでございますけれども「情報公開により、透明性を確保する」、あるいは「科学的根拠に基づいた客観的な評価への取組を重視する」といったようなことで、消費者の視点とか情報の公開、科学的な評価といったような点などが重要ではないかという声が多うございました。

27 ページでございますが、最後に緊急事態の関連でございます。

BSE が平成 13 年に発生した当時の情報提供のあり方について、こういったところに問題があったのかという点について聞いたものでございます。

「どの情報を信じてよいか判断がつきかねた」といったようなことで、当時、マスコミを通じてさまざまな情報が流れてきたとか、あるいは安全性についての発表のタイミングに違いがあったとか、政府の見解と有識者の見解が違っていったといったようなことを理由に挙げた方が 3 割近くあったということでございます。

あとは情報が迅速でなかったとか、あるいは正確でなかった、欲しい情報がなかったといったものという結果でございます。

28 ページでございますが、緊急時が発生した場合に最も信用できる情報源としましてどういったものかということで、これもほかにも調査がございますが、改めて確認をしたということでございます。

「新聞」「テレビ・ラジオ」といったマスメディアを通じてというのが多いのですが、けれども、「官公庁のHP、政府広報」といったものも5割近く挙げている方が多いということでございました。また「大学・研究機関のHP」も3割の方が情報源として挙げておるということでございます。

他の調査から見ますと、この辺りが高い結果になっておりまして、ある意味ではモニターに関心の高い方の結果が反映されている可能性もございますけれども、行政機関のホームページ等に対する情報源としての利用というものもかなり多いような結果になってございます。

最後に問21では、どういうところに問い合わせるかということでございます。

「保健所」が73.4%ということで一番多く、次いで「国の行政機関」が56.3%、「都道府県の消費生活センター」が53.4%という形で続いておるという結果になっております。

以上で、私からの御説明を終わらせていただきます。

○富永座長 どうもありがとうございました。ただいま、食品安全モニターのアンケート調査の結果を御説明いただきました。

一番最後に、消費者と専門家などとのギャップなどのことも出ておりましたけれども、例えば8ページの「発がん性の可能性が高いと感じる要因」、これはモニターの方々が特に高いと感じられたものとして、放射線、大気汚染・公害、食品添加物、農薬等々がかなりのパーセントで挙がっておりますが、専門家が推計したそれぞれのがんに対する原因の割合から見ますと、勿論感じと割合は違うのですけれども、大変大きな食い違いがございます。などは当然一番高く出ておりますけれども、一番下から3番目にある「普通の食べ物」を発がん性が高い可能性として感じた方がわずか5.5%ですけれども、専門的に推計しました場合には、これはタバコに近いぐらい非常に割合が高いということもございまして、大きなギャップがここにもあるというふうに感じました。

全体につきまして、何か御質問はございませんか。

よろしいですか。では、これはまだ議題に入っておりませんで、議題に入る前に1時間20分経過しておりますので、報告事項はこれぐらいにさせていただきます、いよいよ本日の議事に入らせていただきます。

本日の議事は「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見の取りまと

め)」でございます。

これにつきましては前回、第１回の専門調査会におきまして各委員の方々からいろいろ御意見が出ました。それを、前回の専門調査会の最後に申し上げましたように、前回の委員会で出された意見を基にして、もう一度整理・集約していただいて、できたら、まだ漏れもありましょうから、事務局の方でそういうことも追加して、今回お諮りいただきたいというふうな要請をしておりますので、それにつきましては事務局の方から御説明いただきたいと思います。

○岩淵総務課長 それでは、資料３をごらんいただきたいと思います。運営のあり方についての討議用資料ということで、座長の御指示を受けて作成したものでございます。

第１回の専門調査会で、各専門委員が委員会の運営について発言されている内容をチェックをいたしまして、その趣旨をまとめて書いたというものでございます。

項目を５項目に分類いたしました。それから、括弧書きの部分は、前回の専門調査会で特に御発言がなかったんですけれども、全体のバランス上、こういったことも御議論いただくのがよろしいのではないかと考えられましたので加えた部分でございます。

「１ 食品安全委員会の運営全般について」でございますが「・食品安全委員会は、『食品安全委員会の公開について』（平成１５年７月１日食品安全委員会決定）に従って会議の公開を進めるとともに、議論の過程を国民に知らせることにより、透明性のある運営を進める」。

それから「・食品安全委員会において、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実績を積み重ねていくことにより、食の安全に対する消費者の不安や不信感の解消に努める」。

「・企画、リスクコミュニケーションなどの各専門調査会は、相互に十分な連携を取りながら調査審議を行う。各専門調査会の開催情報は、事前に公表するとともに、各専門委員に周知する」。

なお、この開催情報につきましては、各専門委員のところに、メールで御連絡をしているところでございます。

「２ 食品健康影響評価について」。

まず最初の部分は、評価対象についての考え方でございますけれども、大事なことでございますので、ここに括弧書きで付けてございます。

「・食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施する。食品健康影響評価は、食品安全基本法に基づきリスク管理機関から要請された事項について実施するだけでなく、国民からの意見や情報のほか、国内外の新たな科学的

知見や危害情報の収集・分析により、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を実施する」ということでございます。

次は「・緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、食品安全委員会においても、当該措置の実施状況やその後の科学的知見について、十分把握するよう努める」。

これは、先般のアマメシバのような緊急の評価を行った後の問題として指摘されたと承知しています。

それから、その次も括弧書きになっておりますけれども「・より説得力を持って評価結果を示すため、定量的に評価結果を示す手法について検討する」ということございまして、これは実は前回の10月9日の食品安全委員会におきまして、微生物のリスクアセスメントということで、「定量的に評価結果を示す」という部分について議論されたところでございまして、そういったことからここに加えております。

2ページ目に参りまして「・新たな食品の開発が進む中で、新開発食品の安全性評価の手法について早急に検討する」。

それから「・遺伝子組換え食品とアレルギーとの関係について、市販後における人に対する疫学的な調査を行うことが可能かどうかを検討する」。

次に、括弧書きで付けておりますけれども、自ら評価を行うべき事項に関連いたしまして「・食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うべき事項の有無について、定期的に（1ヶ月ごとなど）議論する」ということであります。

「3 意見交換会や広報活動について」でございます。

これは大変意見が多かったものでございまして、若干重複する面もございまして、ここに書いてございます。

「・産学官と消費者との間のコミュニケーションの促進のためにも、食品安全委員会において、科学的な見地からリスクコミュニケーションを進める」。

「・食品健康影響評価の実施後速やかに、ホームページにおいて、わかりやすく評価結果を解説したページを公開する。その際、消費者の視点に立った説明を心がけるよう努める」。

「・ホームページについて、最近特に話題になっている事項等を『トピックス』として掲載するなど、掲載の仕方にメリハリを付けるとともに、できる限り平易な言葉による説明を心がけることにより、一般の消費者にとってわかりやすいものとなるよう工夫する」。

「・食品健康影響評価やリスクコミュニケーションの前提となる専門用語について、一般の消費者向けに、わかりやすい解説を作成し、意見交換会において配布したり、ホームページに掲載するなど、その理解の促進に努める」。

「・食の安全・安心に対し無関心な方々に、どのように関心を持っていただき、正しく理解していただけるかについて、十分に検討する」。

「リスク管理機関の審議会と食品安全委員会との役割分担について、わかりやすく説明する」。

次に「4 緊急事態への対応について」でございますが、最初のところに「・当面、緊急時対応専門調査会における検討を踏まえ作成された『食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）』に基づき適切に対応するとともに、より具体的・詳細な対応について検討する」ということを括弧書きで入れております。

「5 関係行政機関、外国政府及び国際機関との連携について」。

「・関係行政機関における食品の情報システムとの連携を図る」。これは実は、緊急時対応専門調査会において、当委員会の専門委員でもいらっしゃる先生から御指摘があったことでございますけれども、併せてここに入れさせていただきました。

それから、そのほかに括弧書きで付けておりますけれども「・リスク管理機関との間で、相互に連絡窓口を設置し、定期的な意見交換を行うとともに、情報の共有化を進めるなど、緊密な連携を図る」。

「・外国政府や主要な関係国際機関との間で、随時、情報や意見の交換を行うなど、相互に連携を図ることにより、海外における最新の科学的知見の収集・分析に努める」ということでございます。

御説明は、以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。これは大変重要な資料でございます、2ページ強にまとめていただいています。前回の専門調査会で各委員から出された意見に加えて、本日は括弧書きとして、事務局の方でこういうのも必要ではないかというのを補っていただいています。

ただいま御説明いただきました食品安全委員会の運営のあり方について、討議資料でございますけれども、何か御意見、修正すべき事項、あるいは漏れている事項等々ありましたら御指摘いただきたいと思います。

どうぞ。

○門傳専門委員 2ページなんですが、ちょっと引っかかると言えば引っかかるんですが、

意見交換会や広報活動の下から２つ目のポツのところですけども「食の安全・安心に対し無関心な方々に」というところで、多分無関心な人はいないと思うので、あまり関心のない人はいるかもしれませんが、その辺ちょっとかちんこられるような表現かと思うので、その辺うまくコミュニケーションができるように、少し表現を変えた方がいいと思うんですけども、いかがですか。

○富永座長　そうですね、少し表現を。

○近藤専門委員　私もちょっとここは気にかかっていたんですが、安心という言葉をここに入れていいのかどうか、食の安全だけでいいんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○富永座長　どうですか。

○梅津事務局長　そこは、かなり本質的なところなものですから、むしろ皆さんに御議論いただきたいんです。確かに安全と安心は別の問題なんですけれども、安全と安心の間にどう橋を架けるか、あるいはギャップを埋めるかというのが、ある意味でこの委員会の１つのテーマでありますものですから、それはむしろ御議論いただければと思うんですけども。

○富永座長　そうですね、安全だから安心ということになりますね。どうでございましょうか、安全だけで安心は要らない、あるいは両方ポツの形で安全・安心としておくかということですけども。安心を除く、あるいはこのままの状況ということになりますが、ほかに安心を除いた方がいいという委員の方はおられますか。

では、あまりないようですから、ここは先ほどの事務局の御説明もごさいますので、一応安全・安心としておきまして、無関心な方々という表現だけを少しかちんこないように修正という形にさせていただきますでしょうか、よろしゅうございますね。

どうぞほかに漏れている事項、あるいは先ほどのような修正を要するようなところがございますたらお願いします。

これにつきましては、少し時間を取りたいと思います。できましたら、本日、ほぼ最終案にしたいと思います。次回から実質的な審議に入りますので、今日がラストチャンスになるような形になります。

また、今日終わりましたから気づかれたら事務局の方へ御連絡をいただけたら結構だと思いますが、どうぞ。

○渡邊（治）専門委員　２ページの上から２段目の「遺伝子組換え食品とアレルギーとの関係」と書いてあって、「市販後における人に対する疫学的な調査を行うことが可能かど

うかを検討する」と書いてあるんですけれども、結構これは重要なポイントだと思うんです。これに限らず医薬品なんかでもそうだと思うんですけれども、そのときはある事情で認可されてしまったけれども、最初に認可される場合には、どうしても母数が限られているので、本当にそこで副作用が出るかどうかというのは、出ない場合が結構あるわけです。その後、たくさんの人に使われて、初めて副作用が表に出てくるというのは、過去にもいろいろあったと思うんですけれども、食品に関しては、そういう市販後の調査というのは義務付けられているんですか、それともそういう制度というのはいないんですか。

○岩渕総務課長 現在はございません。

○渡邊（治）専門委員 そうすると、これは別に遺伝子組換えとアレルギーだけに關係せず、ほかのものも含めて、そういう市販後調査のあり方はやはり検討した方がいいんじゃないかと思うんですけれども。

○富永座長 医薬品の場合などですと、認可しましてからきちんとモニターすることが義務付けられていますね。ですからそれと同じような形を取った方がいいという御意見ですか。

○渡邊（治）専門委員 はい。

○富永座長 どうぞ。

○一色事務局次長 OECD（経済協力開発機構）、それからコーデックス（国際食品規格委員会）、その中でも食品の安全性確保のあり方の1つとして、いわゆる市販後の病院等の調査、これをやるべきだという意見があります。ただし、方法論を巡って、できるという方もいらっしゃるし、無理だという方もいらして、国際的にもまだどうしたらいいのか検討中であるということです。この委員会もそういう動きをモニターしながら検討していくということによろしいんじゃないかと思っております。

○富永座長 どうぞ、追加で。

○梅津事務局長 これも皆さん御承知のことですが、医薬品と食品とでは、法律制度上の構造が違ってございまして、医薬品は原則禁止で薬事法による承認などが必要、食品は原則自由で、特別の場合に食品衛生法等に基づく規制が行われるという、全く対照的な仕組みになっていると思います。

そういう枠組みの中で、どういう場合について、今、渡邊委員から指摘があった市販後調査が必要かどうか。評価をして、その結果を返したものに付きまして、必要のあるものは追跡するという事で若干予算を計上しておりますけれども、どのような場合に必要かどうかについては、それぞれのケースごとに研究していこうと思っております。

○富永座長 わかりました。ただいま事務局から御説明がありましたように、医薬品と食品は違うということで、対応も違うということになると思いますけれども、特に遺伝子組換え食品については、一般の国民が大変関心、あるいは不安を抱いているところが大きいと思いますので、それを承知の上で、モニターを義務づけなくてもそういう形となるべく不安が除かれるような対応を取っていただきたいと思います。

ほかにどうぞ。

○羽生田専門委員 今、モニターのアンケート調査の結果というのが出されましたけれども、この会議、あるいは食品安全委員会とモニターとの関係はどのように、いわゆる調査をこちらからかけるのか、いつでも常時モニターから意見が集まるようにしていくのか、またそれをどの委員会で、どのように対応していくのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○藤本勸告広報課長 それでは、お答えしますけれども、モニター制度につきましては、委員会で設けたわけでございますけれども、役割として1つは、当委員会が評価を行った後、管理機関が施策を実施するわけでございますけれども、その実施状況につきまして、日ごろの日常生活を通じて、モニターの方が気がついたことがあれば、こちらに報告をいただくというのが1つの大きな役割でございます。

2番目には、日ごろの日常生活を通じて、いわゆる危害情報みたいなものがございましたら速やかに報告をいただくと。

3番目に、随時気づきの点があれば御意見をいただくということでございます。

先ほどの資料1にございましたように、今、取りまとめしておりますけれども、9月につきましては、随時報告ということで36件ほど御意見をいただいております、まとめれば委員会の方に御報告する予定でございます。

以上でございます。

○富永座長 ほかに御質問、御意見はございますか。

どうぞ。

○福土専門委員 質問なんですけれども、2ページの上でございます、モニターの調査の方にもございましたけれども、新開発食品という言葉がございますが、具体的にちょっとイメージが付き難いので、こういうもの、こういう問題で、今そこで安全性について、評価の手法について早急に検討するということは現在されていないということで、多分何か谷間のようなものになっているのかなという印象があるんですけれども、ちょっと御説明いただければと思います。

○岩渕総務課長 この部分は、前回、澤田専門委員会が御発言になった部分でして、本日、澤田専門委員は御欠席でございますが、基本的には特定保健用食品というものを念頭に置いていらっしゃるのではないかなと思うんですけれども、前回の御発言ですと、「国際的にも国内的には非常な勢いで新しい食品の開発がどんどん進んでおりまして、安全性評価をどのようにすればいいのかと、むしろ対応も遅れぎみであるということもございます。

そういった新しい食品の安全性評価をどういうふうに評価していくのかというのを前向きに、あらかじめ早めに準備しておく必要があるのかなと思っておりますので、こういったのも御提言いただけたらというふうに感じております」というふうな御発言でございました。

○福土専門委員 比較的広いものとしてとらえて今のところはよろしいということですね。

○岩渕総務課長 はい。

○富永座長 ほかに御意見、和田委員どうぞ。

○和田専門委員 2点伺いたいのと、意見を1つ申し上げます。

初めの質問の方は、先ほどの質問にも関係するんですが、これから一般のいろいろな意見の募集なり、いろんな形で意見が出てくると思うんですが、それをできるだけそのままの生の形で委員の方たちに見ていただきたいということが1点です。それが非常に件数が多くなると、またいろいろなやり方が考えられるのかもしれませんが、是非一般から寄せられた意見をそのまま委員の方には是非目を通していただきたいということが1点。

それから、これは質問ですが、その意見を寄せた人に対しては、その意見をどういうふうに扱ったかと、どういうふうに対応したか、それを採用したとか、これは一切採用できないとか、そういう一人ひとりの回答までは難しいのかもしれませんが、どういう扱いになるのかということが、これはこの安全委員会に対する意見だけではなくて、今、いろんなところで意見を出す機会はあるんですけれども、その扱いについてが非常に疑問があるものですから、ちょっと要望と質問と両方ですけれども、伺いたいと思います。

○村上評価課長 広く意見を求めることが、これから何度もあるかと思いますが、例えばある案件についてパブリックコメントを求めるとような場合に、出された意見についてはすべて委員会にそのまま見ていただくということはさせていただきます。

それから、それに対してどういうふうに答えたかということは、やはりきちんと公開するような形で対応していきたいと思います。パブリックコメントに対する答えということも含めて、資料として委員会にお出しして、それでいいのかどうかという御審議をいただくようなことになるとと思います。

それから、一般的な御意見というか、現時点でいろいろお問合せがございますけれども、それについてはその都度対応をさせていただいておりまして、メールで来たものにつきましては、メールでお返しをしたり、電話で来たものについては、その場でお返しをしたりということで対応しております。

○和田専門委員 今の御説明で、寄せられた意見に対して、できるだけ積極的に、その意見がどうなったかということのを是非何らかの形で答える形というのを取っていただきたいということのを、もう一度重ねてですけれども、お願いしておきたいと思います。

○富永座長 要望ですね。

○門傳専門委員 今の和田委員のに関連するんですけれども、やはり基本的には、それぞれの質問を受けたということも公開すべきだし、それに対してこう答えたことも公開すべきだと思うんです。個人のプライバシーなり財産云々等に関わらなければ、多分そういったものをいろいろ積み上げていかれて、例えばいちいち受けたものに対して、1対1でやっている大変なことになってしまうので、それが将来データベースとなるかもしれませんけれども、そういったことで積み上げていって、常に質問する側も公開になりますよというようなことも、ある程度、嫌がらせでやる人も中にはいらっしゃるかもしれませんが、やはり求めるだけではなくて、自分の意見を述べるということは、きちんとそれも白日の下にさらされるんだということで、なおかつきちんと結果も、そういうことにお答えするというふうな双方の関係がないと、リスクコミュニケーションだとか、そんなことを言たって成り立たないと思うんです。都合のいいことだけを言うという話になると困りますから、そこの部分もお互いそれぞれ求める、求められるというような部分、受ける場合には必要ではないのかなというふうな気がいたします。

○村上評価課長 パブリックコメントについては、来たものはすべて公表されますし、それに対するお答えも公表されさることになると思います。

○富永座長 どうぞ。

○梅津事務局長 例えば、食の安全ダイヤルというのがございまして、お尋ねがございまして。その都度可能な限り電話あるいはメールで個別にお答えしているわけですが、併せてお尋ねの多い御質問には、いわゆるフリークエント・クエスチョンズ・アンサーということで、まとめた形でホームページで公表しております。

今、門傳さんからののお尋ねで、質問する側の、言わば質問責任という言葉があるかどうか分かりませんが、質問する側の立場というものも公開してはいかがかという趣旨と受け取りましたが、ただこの点は、固有名詞まで明らかにすることは、恐らくかえってそ

ういうことを妨げることになるかと思imasので、そこまではちょっと無理かなと思imas。質問の内容をある程度集合して公表するということはやっております。これから心掛けてまいりたいと思imas。

○富永座長 どうぞ。

○武見専門委員 資料でいうと、2ページ目の広報活動のところに関することなんですけれども、今のディスカッションを伺っていても、何となく食品安全委員会と消費者がダイレクトにつながっているという意味でのコミュニケーションがすごく全面に出されている感じがするのですが、さっき話題に出ました無関心な方というか、あまり関心のない人の場合は、なかなかダイレクトにアクセスしてこないと思imas。

そうした場合に、例えば町の薬局に行ってそこで何か話をするとか、病院に行ったついでにちょっと尋ねるという人も多いのではないのでしょうか。私も一応栄養士会の推薦を受けて出ているということもあって、そうしたいいわゆる関連団体というか、一般消費者と委員会の中に位置するような組織や団体に対して、どう情報が出ていくのかということについてももう少し具体的にこの中に入れていただいた方がよろしいんではないかなという気がいたしますけれども。

○富永座長 どうぞ。

○梅津事務局長 今回の御指摘は大事でございまして、先ほど活動状況の説明の中でも申し上げましたが、いくつかの団体と委員会で意見交換をしましてまいりました。例えば国民生活センターのようなところ、あるいは業界の団体とも意見交換をやってまいりましたけれども、今、武見委員のおっしゃった栄養士さんの団体と申しましょうか、協会、そういった直接、間接に食の安全と関わる組織、あるいは団体とどういうふうに消費者とのコミュニケーションの媒介というか、あるいは結節点としてうまく組み合っていくかというのは1つの課題だと思っております。

○富永座長 どうぞ。

○渡邊（秀）専門委員 パブリックコメントの件なんですけど、今回初めて遺伝子組換え食品についての審議をどういう基準でするのかということについて国民から意見を求めるということなんですけれども、基本的には、食品安全委員会でリスク評価が終わったものについては、広く関係者からの意見を聴くという形も必要ではないかというふうに思うんです。

というのは、いろんな見落としもあることでもあるのではないかとということから考えますと、やはり必要ではないかという意見もありますので、そこはこの基本運営のあり方とい

うところで追加ができないものかなというふうに思います。

○富永座長 事務局の方、よろしいですか。

○村上評価課長 今回、遺伝子組換え食品についてガイドラインをつくるということで、事前の意見の募集ということは普通のパブリックコメントですと、ある特定の結論が出た後、それに対して御意見を求めるということをするわけですが、今回は、それよりも前に、ガイドラインをつくるに当たってどのような御意見があるのかということも募集をしたということでございまして、勿論、今後ガイドラインの案が調査会レベルで決まった暁には、その案に対するコメントというものも勿論パブリックコメントとして募集させていただきたいというふうに考えております。

○渡邉（秀）専門委員 私が申し上げたのは、遺伝子組換えだけではなくて、いろいろ食品安全委員会で結論が出ると、評価結果が出るというものについては、タイミングというのがあるとは思いますが、事前にとったりとか、それからリスク管理機関の方に伝達する前なのか、それからしてしまって同時並行でやるのかということもあるんでしょうけれども、やはり完璧を期すと言いますか、広い意見もそこには必要ではないかという観点からの意見でございます。

○富永座長 どうぞ。

○村上評価課長 勿論、遺伝子組換えの案件によらず、我が委員会において、新たに判断を下そうと、そういうものについては、その都度パブリックコメントを取る、基本的にはそのようなやり方でやりたいというふうに考えております。

○富永座長 どうぞ。

○和田専門委員 いろいろな情報の流し方で、今までの例で考えますと、割と流れてくるルートというのが、ある程度同じようなルート、例えば収集センターであるとか、それから消費者団体のルートと決まっているような気がするんです。

私どものところなんかも随分いろいろなパンフレットや解説書をいただいて、正直なところ、事務所の入口に並べておきますと、来られた方ではこんな資料があるんですか、知らなかったと、いただいて帰っていいんですかとおっしゃる方が非常に多いんです。

ですから、違うルートというのは逆に置かせてもらうこと自体が難しいのかもしれませんが、人が多く集まるような場所、消費者が何かの目的で集まるような場所ではないところ、地方事務所であるとか、市役所とか、区役所とか、公民館とか、体育の施設とか、いろんなところのルートを別に考えないと、先ほどの関心の薄い方たち、関心ゼロという人は少ないと思うんです。そういうところであれば、あっと思って気がついて持って

いく方が相当あるのではないかなと思いますので、その辺、困難かもしれませんが、是非検討していただきたい。同じルートだけでいつも配るのは、非常に貴重な情報であり、お金のかかった情報であるだけにもったいないなという気がするものが多いものですから、お願いしておきたいと思います。

○富永座長　どうぞ。

○近藤専門委員　ただいまのことと関連するかもしれませんが、3番の広報活動の中で産学官とあるわけですが、やはり国民に等しくこの問題には関わってきている食品安全委員会だと思うんです。

やはり、私は地方から出てまいりますと、非常に官の場面のところで、まだ新しいせいもありますが、この委員会に対する理解が非常に不足しているというのが切実に思うわけですが、やはりそういう意味では行政を挙げてそういうところの窓口で、先ほどのようなパンフレットであるとか、いろんなものを展開するのが我々の仕事の効果を上げる場合には一番大きなポイントではないかなと思っておりますので、一つお願いしたいと思っています。

○富永座長　ありがとうございました。まだ、いろいろ御意見があろうかと思えますけれども、十分御意見が出尽くしていないと思えますが、今日の皆様の御意見で一番重要なのは、結局はいろいろな意見、あるいは質問をどういう形で受けて、どういう形で対応するかということに、パブリックコメントも含めて集約されると思います。

ですから、そのことは、まだすべて具体的に検討されている段階ではありませんけれども、大変重要な点でございますので、その点を、今日出されたました食品安全委員会の運営のあり方について、もう一度それも加えて完成させたいと思います。

それで、本日は、時間がまだあると思ったんですが、なくなってしまいましたので、あと、まだ委員会の運営のあり方についてそれぞれ御意見がございましたら、事務局の方へ意見を寄せていただきまして、後で事務局から私の方へ意見をお送りいただきまして、きちんとした形で完成させたいと思います。できましたら、そういう形でやらせていただきたいと思います。修正したものは、勿論次回にもう一度皆様方にお示しいたします。

そういう形でやらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○富永座長　その他として、もう一つ残っておりまして、資料5です。

昨日付けで、内閣総理大臣から食品安全委員会の委員長あてに、食品安全基本法の第21条第1項に規定する基本的事項について、委員会の意見を求める旨の諮問をいただいて

おります。

基本的事項につきましては、次回以降当専門調査会で御議論いただく予定でありますけれども、基本的事項のうちのリスクコミュニケーションと緊急時対応の部分に関しましては、別の専門調査会が設置されておりますので、まずそちらで議論していただきましてから、後で当専門調査会で議論する形にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

では、御異論もございませんようですので、そういう形を取らせていただきたいと思います。

事務局の方で、さらにその他としてございますか。

○岩淵総務課長 今、座長からお話がありました追加の御意見を事務局にお寄せいただく件でございますけれども、もしお許しいただければ、いつまでというのを決めていただくと整理の都合上ありがたいんですが。

○富永座長 後で御説明しようと思いますが、次回第3回目の企画専門調査会が10月29日の午後2時から予定されておりますので、逆算しまして、今日が16日でございますから、1週間以内でいいですか、1週間というと、23日までに事務局あてに、総務課長さんあてでいいでしょうか。

○岩淵総務課長 結構でございます。

○富永座長 申し訳ありませんが、すべて総務課長さんあてにお寄せいただきまして、それで後で私座長と協議いたしまして、修正したものを次回にお示しすると、そういう形を取らせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○富永座長 それでは、大体時間になりましたので、本日の第2回の専門調査会は、これで閉会とさせていただきます。

各専門委員の皆様、御協力ありがとうございました。